

令和7年度事業計画の件

I 活動方針

私たち関係業界とりわけ作業船を取り巻く環境ですが、年々その厳しさを増しています。建設資材の高騰等により作業船の建造等は大変困難な状況で、老朽化する作業船の適切な更新も滞る状況です。また、海上起重技術を引き継ぐ担い手の育成・確保は建設業界全体の課題です。適切な賃金アップや工期設定については、継続的に求めていかなければならないと思います。港湾建設業が持続的に発展することで、将来にわたり質の高い建設サービスを安定的に提供するためには、優良な港湾建設業者が作業船と作業員を保持できる安定した経営環境が必要です。こうした方針のもと、令和7年度の事業活動を展開していきたいと思います。

また、令和7年度は、海技協発足40周年の前年にあたり（令和8年度が設置40周年）、大きな節目となる年です。40周年の歴史を振り返り、記念事業計画し祝賀の気運を大いに盛り上げていきたいと思います。

【事業環境】

平成7年度予算は令和6年末に閣議決定された政府原案によれば、港湾局関係予算は対前年比1.0、2,649億円（事業費）と前年並みの予算の確保となりました。また、令和6年12月17日に補正予算が成立し、港湾局関係補正予算配分概要によれば、令和6年度補正予算は、1,085億円（事業費）（貸付金や調査費等除く）と過去にない大きな予算額が確保されました。令和7年度当初予算と、令和6年度補正予算をあわせると3,733億円と大きな予算となっており好環境が続いていると言えるでしょう。主要施策は、「持続的な経済成長の実現」、「国民の安全・安心の確保」、「地方創生2.0に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」を3本柱とされています。これにより、コロナ禍で浮き彫りとなった国際サプライチェーンの強靱化への要請の高まりへの対応や、脱炭素化・デジタル化を加速するとともに、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策やストック効果を最大化する港湾機能の強化や、地方創生2.0に資する地域活性化を推進するとしています。

また令和7年度予算の基本方針において、また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction2.0 の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善や働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組むとされており、今までも続けてきた施策であります。今後とも着実な推進が求められます。

【要望活動】

ここ数年、国土交通省港湾局により、中長期事業見通しの提示をはじめとする様々な事業執行制度の改善がなされています。しかし、その一方で、鋼材価格の高騰による作業船建造価格の上昇や担い手不足による乗組員の高齢化の問題が顕在化しています。当協会の会員の多くを占める作業船保有業者が、地域の守り手として安定的・持続的に活動できるように公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるような施策を、更には、作業船の新造・改造・維持するための支援を求めていく必要があります。そのため、令和7年度も、要望内容を議論し港湾局長要望に取り組んでまいります。

【資格認定事業・能力評価事業】

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。更新講習については、会場に来なくて済むオンライン講習を継続します。

CCUSと連動した能力評価については、CCUS加入促進の呼びかけと、能力評価は海技協が行うレベル判定で評価される仕組みの周知。そして、適正な審査に取り組みます。

【国土交通省港湾局が行う取組への協力】

国土交通省港湾局は、官民が連携して作業船の保有水準と担い手の確保に向けた具体的施策の検討のため、令和5年度に「作業船官民会議」を設置しています。こうした動きの中で「非自航作業船に係る固定資産税の課税標準について」、「作業船の新造に関する低利融資制度について」、「発注標準の見直し」等々の課題に向き合い一定の進捗をさせていただきましたが、作業船の維持更新に関する課題の解決には引き続きの努力が必要です。さらなる改善を求めていきます。

また、港湾工事における二酸化炭素排出量削減、i-Construction推進の各検討会が設置されています。これらの検討会は協会の課題を申し述べる機会でもあり、積極的に対応して参ります。

港湾局は、頻繁に実態調査を行いますが、施策の制度設計や積算基準等に実態を反映させるため必要なことですので、実態調査に協力して参ります。

【働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上】

働き方改革については、令和6年4月1日より、時間外勤務の上限規制が適用されています。その後一年経過した現時点において、適正な工期で発注され、不測の事態には契約変更等で対処され、それぞれの現場で休日が確保されているか注視して参ります。

国土交通省は、担い手育成・確保について若い人が海上工事業を理解してもらうため、関係団体と協力し「港湾工事の魅力発信協議会について」を発足させました。協

議会活動に積極的に参加し、海上起重職場の入職を促して参ります。加えて、「建設業務労働者就業機会確保事業」の活用で会員企業間の労働力の需給調整を図り、更に、特定技能外国人の受入を外国人協議会の一員として進めて参ります。

生産性向上については、プレキャスト化の推進や i-Construction の推進により、作業船の活用工事を増やすとともに省人化を進めて参ります。

【その他の活動】

港湾における DX・i-Construction 推進、洋上風力発電、カーボンニュートラルなどの情報を収集し会員に提供するとともに、必要に応じ対応の検討を行って参ります。

令和 7 年度は、このような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

1. 事業活動

(1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和 7 年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて、企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、実態や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

(2) 要望活動

① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。予算の確保、元請受注の増と下請契約の改善を主な柱とし、「働き方改革、担い手育成・確保、生産性向上」という建設業が直面する課題、そして、作業船の新造・改造・維持への支援という当協会の特徴的な課題を要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催します。その際、本部も同席し一丸となって要望します。特に、全国的な課題については本部から地整幹部に説明いたします。

② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。また、昨年度にお声がけいただいた、地整と港湾管理者の意見交換の場である港湾事業実施円滑化会議にも参加して参ります。

(3) 港湾局が要請する各種検討会への対応

作業船官民会議をはじめとする各種の検討会は、協会の抱える課題について申し述べる機会、さらに、港湾局の施策に当協会の意見を反映させる機会であり、積極的に対応して参ります。また、協会内の専門委員会（常任委員会、事業委員会、技術委員会）に対しても、情報提供等を行うとともに意見を求めて参ります。

(4) 国土交通省が行う実態調査への協力

例年、積算基準で用いる諸数値の改定や作業船損料の改定のため、施工業者に対して実態調査を行っています。当協会の要望の中には、これらの調査結果を基に判断されるものが数多くあり、要望を実現するためにも回答することが必要ですので積極的に協力して参ります。

(5) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、本斡旋事業に参加する会員企業が増えています。引き続き要請に応え、構成事業主となるための手続きを行います。

なお、現計画で認められている期限が令和9年9月です。引き続き、当協会が本斡旋事業を継続するため、令和9年度に実施計画の変更申請（更新手続き）を行います。更に、昨年度に引き続き、雇用管理者講習会に参加します。

(6) CCUS と連動した能力評価事業

能力評価事業は、技能者の能力レベルを評価する事業であり、公正に対応して参ります。能力評価を受けるには CCUS に加入することが前提であり、加入促進の呼びかけと併せて能力評価（技能レベルの認定）を受けるメリットを PR して参ります。

(7) CCUS を活用した処遇改善

CCUS と連動した処遇改善施策は、以下のように取り組みます。

①能力評価の対象職種の拡大

現状は、能力評価できる職種が限定的であり、港湾工事に携わる技能者が全て評価されることにはなっていません。国土交通省港湾局及び関係協会と協力して評価される職種の拡大に取り組みます。

②能力レベルに応じた年収目標（目安）の設定

年収目標の設定は、技能者に支払われる賃金の問題であるため、仕組みについて合意した上で、港湾局及び関係協会と協力して取り組みます。

③専門工事業の見える化評価

他の協会の取組状況を注視し、導入の必要性を検討します。

(8) 港湾における i-Construction 推進への対応

DX の推進は、政府の重要施策です。港湾工事でも、ICT や BIM/CIM の導入、遠隔臨場などが進んでいます。当協会は、「港湾における i-Construction 推進委員会」に参加しており、港湾局に意見を申し上げて参ります。また、技術委員会に対しても情報提供を行うとともに意見を求めて参ります。

(9) 港湾における二酸化炭素排出量削減への対応

カーボンニュートラルの推進は、政府の重要施策です。港湾工事でも排出量削減の取組を推進するため、排出量算定のガイドラインを策定するとともに試行工事の取組が進められています。当協会は、「港湾における二酸化炭素排出量削減検討WG」に参加しており、港湾局に意見を申し上げて参ります。また、技術委員会に対しても情報提供を行うとともに意見を求めて参ります。

(10) 特定技能外国人受入問題への対応

会員企業が特定技能外国人の受入ができるよう、引き続き、外国人協議会の一員として取り組んで参ります。現在、フィリピンからの受入が進められており、事務局の日港連に協力するとともに、事務局と当協会会員の仲介をして参ります。

(11) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する 5 協会は、平成 30 年度に「港湾建設関係協会連絡会議」を設置し、働き方改革の課題解決に向けた取組を連携・協力して進めてきました。

時間外労働の上限規制が令和 6 年年 4 月 1 日より適用されていますが、一年が経過した本年においても引き続き、本部レベルで連携・協力するとともに、地域的な課題については、支部レベルでも連携・協力して参ります。

(12) 講演会・安全講習会等の開催

本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(13) 他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

① 安全対策・環境保全対策の推進

会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには、若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。地方整備局と他団体とも協働し、現場見学会などを行いPRに努めていきます。

③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

④ 建設マスターの推薦

当協会は、建設マスターの推薦団体となっており、新年度も会員企業から「マスターにふさわしい建設技能者」を募り、当協会が推薦して参ります。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

3. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の受講要件の一つです。また、CCUSと連動した能力評価において、レベル3認定の要件の一つです。

令和7年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和7年10月3日

大阪会場 令和7年10月10日

(2) 登録海上起重基幹技能者の認定

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者は船団長の要件を満たす者とみなす」とされています。また、CCUSと連動した能力評価において、レベル4認定の要件の一つです。

令和7年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場 令和7年10月23～24日

福岡会場 令和7年10月30～31日

(3) 資格認定者の更新講習

上記の両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、更新講習が義務づけられています。令和3年度からオンライン講習を導入しており、令和7年度も継続します。

令和7年度は、以下の日程で、講習を行います。

東京会場 令和7年9月 5日

神戸会場 令和7年9月 12日

福岡会場 令和7年9月 26日

オンライン講習 令和7年10月1日～10月26日

4. 広報活動

例年通り、以下の活動を行って参ります。

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会HPには、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

5. 海技協設立40周年記念事業準備委員会について

昭和61年（1986年）3月日本起重機船協会を発展的に解消し、あらたに社団法人日本海上起重技術協会が発足。令和8年（2026年）は設立40周年の節目に当たる。協会の存在の意義を振り返り、これまでの実績の評価と今後の発展の礎として、設立40周年を祝する場と作るため、設立40周年記念事業準備委員会を設置した。

設立40周年に向けて多様な記念事業を企画するべく、令和7年度から準備を開始し、令和8年度の祝賀に向け盛り上げていきたい。

記念事業の内容（案）

- ・ 講演会、祝賀会の開催
- ・ 記念誌の編集、記念品の製作
- ・ 海外視察
- ・ その他

6. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部会員への周知・情報提供・アンケート調査の配布及び集計等

- (2) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (3) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (4) 他団体等との共催による研修、講習会の実施
- (5) 各種表彰者の推薦
- (6) 防災協定に基づく応急対応、訓練等への参加、防災資機材の報告

7. 特別会員の入会の件について

令和6年5月31日をもって、海技協本部専務理事を退任した野澤良一氏を特別会員として推薦することとしたい。

8. その他

(1) 会費納入についての臨時措置の解除

本部・支部双方の財政状況を改善する目的で、平成19年度より臨時措置として協会会費の10%の減額を令和6年度をもって終了し、令和7年度から解除することとします。

(2) 能登半島地震・津波で被災された会員に対する令和6年度会費の免除の解除

令和6年1月に発生しました能登半島地震による影響を配慮し、石川県の会員について令和6年度の会費の免除としていたが、令和7年度は解除することとします。